

新旧対照表

浦安市高齢者及び障がい者雇用促進奨励金交付規則(平成7年規則第30号)の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 高齢者 <u>65歳</u>以上の者をいう。</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(交付対象事業主)</p> <p><b>第3条</b> 奨励金の交付を受けることができる者は、市内に居住する高齢者又は障がい者(以下「対象者」という。)を雇用し、奨励金の交付期間終了後も当該対象者を常時雇用することが確実と認められる事業主であって、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 労働協約、就業規則等により退職年齢を<u>65歳</u>以上に定めている市内に事業所を有する事業主であって、当該事業所を定年退職した当該対象者を再雇用したもの</p> <p>2 省 略</p> <p><b>第4号様式</b>(第9条) 浦安市高齢者及び障がい者雇用促進奨励金途中退職者届出書</p> <p>(宛先) 浦安市長</p> <p style="text-align: right;">所在地 事業所名 代表者名 電 話</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> 同 左</p> <p>(1) 高齢者 <u>60歳</u>以上の者をいう。</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(交付対象事業主)</p> <p><b>第3条</b> 同 左</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 労働協約、就業規則等により退職年齢を<u>60歳</u>以上に定めている市内に事業所を有する事業主であって、当該事業所を定年退職した当該対象者を再雇用したもの</p> <p>2 同 左</p> <p><b>第4号様式</b>(第9条) 浦安市高齢者及び障がい者雇用促進奨励金途中退職者届出書</p> <p>(宛先) 浦安市長</p> <p style="text-align: right;">所在地 事業所名 代表者名 電 話</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>

(下線の部分が改正部分)

改正後	改正前
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この規則は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>改正後の第2条第1号及び第3条第1項第2号の規定は、施行日以後に雇用した対象者に係る奨励金について適用し、施行日前に雇用した対象者に係る奨励金については、なお従前の例による。</u></p>	